

静岡県教育委員会

議事録

平成 27 年度 第 12 回定例
9 月 17 日（木）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 27 年 9 月 17 日に教育委員会第 12 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 27 年 9 月 17 日（木） 開会 13 時 30 分
閉会 15 時 30 分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
池 田 和 久 理事兼教育総務課長
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長
山 本 知 成 教育政策課長
中 川 好 広 情報化推進室長
平 松 明 子 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
杉 山 和 幸 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
奥 村 篤 義務教育課人事監
渋 谷 浩 史 高校教育課長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長
北 川 清 美 社会教育課長
増 田 曜 子 文化財保護課長
福 永 秀 樹 スポーツ振興課長
唐 國 宏 章 静岡教育事務所長
羽 田 明 夫 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
杉 本 寿 久 総合教育センター所長

4 その他

(1) 報告事項 1～5 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

6 月 17 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、興委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
報告事項 4、5 は未公表案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、報告事項 4、5 は非公開とする。

報告事項 1 静岡県社会体育施設指定管理者評価委員会による平成 26 年度業務の評価結果

- 教 育 長： 報告事項 1 「静岡県社会体育施設指定管理者評価委員会による平成 26 年度業務の評価結果」について、福永スポーツ振興課長より説明願う。
- スポーツ振興課長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 溝 口 委 員： 私も評価委員を務めていたことがあるが、評価については現管理者が有利と思う。それは経験重視の評価を上回る斬新な提案や、他での実績の評価が難しいことと、書類作成においてもかなりの力量を求められるからである。そこで評価委員会の構成であるが、佐藤委員、川口委員は私が評価委員を務めていた時からの委員と思うが、各評価委員の在籍年数は何年か。
- スポーツ振興課長： 手持ち資料にないので確認する。
- 溝 口 委 員： 新しい評価の視点や、多様な委員を入れていくというのは大事だと思うが、この評価は 4 年に 1 度であるか。
- スポーツ振興課長： 毎年である。管理状態の評価である。
- 溝 口 委 員： 指定管理ではない評価か。
- スポーツ振興課長： そうである。
- 溝 口 委 員： 指定管理の評価委員と全く同じか。
- スポーツ振興課長： 同じ委員もいる。藤井委員、村田委員は本年度よりの新規委員である。
- 溝 口 委 員： この委員の方々がそのまま指定管理の評価委員となるのか。
- スポーツ振興課長： 指定管理の評価は改めて決定する。5 年に 1 回となる。
- 溝 口 委 員： そうであると、この評価委員でないところの中間経過が見えないということか。
- スポーツ振興課長： そうである。
- 溝 口 委 員： 私の経験からいうと、委員一人の配点を多様性のあるものにしてはと思う。スポーツ施設というと、以前は青少年や高体連、中体連が中心であったが、現在は高齢者の方が利用が増えてニーズが広がっている。先日は屋根材の剥落もあったので例えば防災関係者のような専門家に委員となってもらったり、人数を増やしたり、多様性のあるメンバーにすると評価の配点が変わってくると思う。この報告内容に異議はないが、評価自体のあり方というところで、委員構成等を考えてみては

どうかと思う。

加藤委員： 指定管理者はどの企業になっているか。

スポーツ振興課長： 静岡県立水泳場と静岡県武道館は、静岡県体育協会とN T T系列の施設管理を扱っている会社となる。静岡県富士水泳場は静岡ビル保善株式会社となる。

加藤委員： 指定管理の仕事は不安定であるので、民間会社としてこの業種に関連事業を持っていないとできない。指定管理者で多いのは人材派遣会社であると思うが、現状はどうなっているのか。

スポーツ振興課長： 静岡県立水泳場と静岡県武道館の指定管理者である静岡県体育協会はソフト面的な部分の団体となる。そこが中心となって施設管理が専門の会社とグループを組んでいる。静岡県富士水泳場は静岡ビル保善という施設管理専門の会社が指定管理者となっているが、施設の職員には水泳の専門家も配属されている。富士水泳場には世界水泳で代表となった飛び込み選手も職員としている。

興委員： これは指定管理者として指定された組織の活動の評価であるから、溝口委員が話した、経験を積んだ指定管理者がよいアイデアが出てくるということではなく、指定管理を受けた者が業務を遂行したかの評価である。その観点から言うと、なぜこの団体や会社が選定されたかということを確認にして、その成果がどのように具現化されたかを評価してもらいたい。ここに示されている内容では抽象的でよく分からず評価ができないのではと感じる。すべて「優」が付されており、主な評価点は全て良くみえるが、提言には重要なポイントが指摘されており、主な評価点の中に問題点があるとして明記するべきである。主な評価点から見ると、このような提言がでてくるとは思えないが、提言があるとしたら5人の委員の評価の仕方に甘さがあるのではと思う。具体的には静岡県立水泳場や静岡県武道館の提言に、光熱水費の増大について、実効性のある抑制策を検討、推進されたい、とあるが事業者としてできる限界があると思う。おそらく努力してきていると思うので、どのような努力をしたのかを顕在化するとこの評価にどう反映されたのかが分かり易い。また、リニューアルオープンに向けた安全チェックや教育訓練などは、静岡ビル保善株式会社から指摘されている。リニューアルオープンはこれからであろうが、現状、どこまで実行していて、その中からを期待するというのであれば、このような提言になると思うが、その部分がわからない。また、静岡県武道館で9ページの3の④に、本年2月にトランポリン教室で2週連続人身事故が発生していると明記されているが、このことが安全評価の評価点に反映されているようには見えない。なぜという印象である。最後に、地方自治法に基づいて指定管理者を指定する行為は、基本的にはその組織が持っているアイデアに期待をして、指定管理を委託する施設をより良くしてくれるという期待値である。本来期待されていることは、運営から収益があがっても、それを指定管理した側取るのでは

なく、指定管理している側が更に良い施設の運営にしてほしいということが可能となっているはずである。その観点から静岡県武道館で、自主事業収入の増加に向けてと明記されているが、本来期待されていたことが実行されていなかったということと考えるので、これらの静岡県体育協会グループや静岡ビル保善株式会社が、本当にこれで良いといえるのかと思う。評価委員の方々にもっと真摯に見てほしいと思う。

溝口委員： 興委員の話にもあった評価の仕方であるが、人身事故を2回起こして「優」を付しているのは甘いと感じる。危機管理で得点19点であり「優」が付されているということは、その事故が2回あったとしても、それを上回る危機管理体制に十分な措置が講じられているからなのか。評価が「優」が揃わなければならないようなフォーマットが形式的になっているので、大学の評価みたいに、「優」でなく「秀」等を付しても良いかと思う。評価は厳しいと現実味があると思う。静岡県富士水泳場では、女性の利用率が極端に下がっているのに利用者サービスで「優」をもらえるのか。85パーセント以上の評価をなぜもらえるのか。そのあたりは評価委員に厳しい評価をしてもらおうほうがよい。大事なのは評価を受けてどう改善できたかということだと思うので、それをぜひ伝えていただきたい。

教育長： トランポリン事故は利用者の問題なのか、設備上の問題なのか。

スポーツ振興課長： 設備上の問題はない。

溝口委員： 静岡県体育協会が雇った指導員によるトランポリン教室なのか。

スポーツ振興課長： そうである。静岡県体育協会が主催者ではないので、指導員は主催者が配置している。

溝口委員： それが安全配慮に欠けるということではないのか。

スポーツ振興課長： 主催者には安全配慮の徹底をお願いしている。

溝口委員： 主催者は静岡県体育協会の指導員ではないのか。

スポーツ振興課長： そうである。

斉藤委員： 指定管理機関の変更はないか。

スポーツ振興課長： そうである。5年間は継続である。静岡県富士水泳場のように全く使用できなくなっている場合は、特別なかたちで減額をしている。

斉藤委員： 民間に委託するので、黒字でなければやれないと思う。県民の健康増進のために「イベントはやりなさい」「利用者のサービスは向上させなさい」とういようなことを要求して、指定管理料を値下げしてしまうと赤字になってしまうのではないかと思う。赤字になると利用料金の値上げをすることとなるが、そうすると利用者が減ってしまう。または人件費を減らすこととなるが、人件費を減らすとリスクが増えて、サービスが低下する。非常にやりにくい状況となる。県が直営でやる事業を民間に委託するので、運営可能な条件を出してやらなければならない。

渡邊委員： 静岡県武道館で施設の目的外利用とあるが、どのようなことか。

スポーツ振興課長： 講演会のようなかたちで飲食を伴ってしまった。

渡 邊 委 員： その内容は武道館で行われるようなスポーツに関わるものではなかったのか。

スポーツ振興課長： 体育に関わる内容でない。

渡 邊 委 員： これから県民がスポーツに親しもうという話が出ていたと思うが、例えば講演会等であっても施設に対する親近感や理解が深まると思うので、別の意味でいい効果もあるかと思う。水泳や武道がやりたい人だけでなく、それを観たい人などへの広がりを感じたので、いい利用方法を模索してほしい。

興 委 員： 目的外使用について、何らかの条件が整備されれば可能なのか。

スポーツ振興課長： 例えば講演会にしても、スポーツに関わる講演会的なものであれば問題ないかと思う。内容にもよるが禁止事項に抵触しなければ問題ない。

興 委 員： 目的外使用の範疇にはいる限りは認めないということか。

スポーツ振興課長： 本来、飲食禁止の場所で飲食をするということは認めない。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 静岡県富士水泳場プールの利用再開について

教 育 長： 報告事項2「静岡県富士水泳場プールの利用再開について」、福永スポーツ振興課長より説明願う。

スポーツ振興課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 今後の風評被害について、使用者の不安を払拭するような取組みがあるか。

スポーツ振興課長： 天井の安全性は伝えていく。県の水泳連盟からも今回の工事によって安心して泳ぐことができると言われている。ほとんどの水泳場が吊り天井なのに対し、今回の膜天井に改修され落下による危険性が無くなったことは伝えていく。

溝 口 委 員： 協会の方ではなく利用者の方たちに、伝えてもらいたい。

スポーツ振興課長： 利用者にも伝えていく。

溝 口 委 員： どのように伝えるのか。

スポーツ振興課長： 今回の工事で膜天井に改修したことをホームページ等でお知らせする。

溝 口 委 員： 利用者の方に直接伝わるようにしてほしい。一般の方も利用するのか。

スポーツ振興課長： 利用する。今回の安全対策部分は天井となり、プールなどその他の安全面は従来と同じである。当然、避難体制や危機管理体制は職員研修などをやっていくことになる。

溝 口 委 員： 改修前と改修後で、利用者が減らないか。

スポーツ振興課長： 富士市と連携して対応する。水泳連盟で大会を積極的にやることも重要である。すでに大会の予定があり、合宿等の予定もある。そういったイベントを実施することも安全性のアピールにつながると思うので引

き続き実施していく。

渡 邊 委 員： 館内にこの箇所が安全になったという掲示等はするのか。

スポーツ振興課長： そのような周知方法も水泳場と考えていく。

渡 邊 委 員： 実際に選手もそうだが、保護者の方は空いている時間に館内の掲示を見ることは多いので、そういったピーアールをすることは有効だと思う。

興 委 員： 天井が落下した原因を検証して、この工法に決めたのは誰なのか。

スポーツ振興課長： 県である。

興 委 員： 県がこの工法を決めた時点で安全になると判断をされたと思うが、1の概要には、「プールの利用を休止していたが、膜天井への張替による方法で安全対策工事を実施した結果、安全が確認できたので」とある。そうではなく、この工法で安全となるから着工したはずである。完了した段階で竣工検査として確認することが、出来上がりの検査と思うので、そういったかたちでまとめてあればよいが、この資料にはそういった手順がみえない。工事が完了した、安全が確認できたと書いてあるのは違うと思う。そのようにまとめると渡邊委員のいった問題も明確になると思う。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査結果(いじめ調査を除く)

教 育 長： 報告事項3「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査結果(いじめ調査を除く)」について、林義務教育課長、渋谷高校教育課長、渡邊特別支援教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

高校教育課長： <報告事項についての説明>

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 静岡県は多い。東京都は人数が多いが2,000件程度である。この評価は単純に数字ではいえないのではないかと思うがどうか。

義務教育課長： 御指摘のとおり統計の精度にばらつきがある。

教 育 長： 静岡県もいじめの問題や不登校の問題が余り改善されていないと感じるがどうか。

教 育 監： その子に対し、様々な場面で、継続的にどう指導をしていくかということになる。高等学校の場合には、学校を休学してもう一度コンディションを整えてから復学するというという方法や、定時制や通信制という方法もある。それについても、多方面において相談を受ける。今回調査の数値には、そういった対応は表れないが、今年はいろんな場面で小学校、中学校も同様に相談等をやっていく。

興 委 員： (4)の不登校児童生徒への指導結果状況について、義務教育課長の

説明で社会環境の整備ということであったが、指導結果として顕著に登校できるようになったのが 23.3 パーセントであり、好ましい変化がみられるようになった児童生徒が 20 パーセント弱である。かなり大きな進展・成果が見られると思うが、これは社会環境の整備というのか。この指導の主体は誰なのか。

義務教育課長： 不登校指導に関しては学校が主体となっているが、各教育委員会におかれている専門員がいる。そういった方の指導によって学校になんらかのかたちで普及していく。

興 委 員： それでは（４）は、小中義務教育課程の中の数値と理解してよいか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 認識の変化と言って、５年後云々ということであったが、これは義務教育課程の数値と捉えてよいか。

義務教育課長： そうである。中学校３年生の追跡調査である。

興 委 員： 少なくともこれだけの指導効果があれば、どのような取組みがあつてこの効果があつたということを調査して、それを今後の改善策につなげてほしい。高等学校は概してどう理解してよいか。もともとこういった問題を抱えている子どもたちが、義務教育から高等学校に進学する前の段階で、高等学校に進学しないとか、進学しても定時制通信制へ進むとか、全日制に行けない子どもが多いと仮定すると、そちらのパーセンテージが上がってくると思う。従って全日制の割合が仮に低くなったとしても、それは淘汰されているからというように見えるところがあつたがどうか。

高校教育課長： データだけ見ると不登校の人数を見ると、25 年度の中学校３年生が 1,190 人である。それが 26 年度の高校 1 年生をみると、公立高校だけが全日制が 158 人、定時制は 47 人、単位制が 464 人いる。

興 委 員： この数値だけではなかなか分からないが、中学校と高等学校が連携し、よい施策が打ち出されてくればよいと思った。

溝 口 委 員： 暴力についてだが、暴力は連鎖するものである。DV も虐待も同じである。なぜ減少したかについて、体罰の減少と比例していると考ええると高校はわかりやすく、部活での体罰が減っていると、それを受けた生徒間の暴力も減ってくるということである。小学校には部活は無い。息子が 26 年度 1 年生であり、息子から見ても日常の中でこういった場面を見たり、聞いたり、報告もあり本当に多いと思った。コミュニケーションのとり方の不器用さがあるのではと思う。県で学年ごとの件数がわかるか。

義務教育課長： データはある。

溝 口 委 員： 低学年が多いのか、高学年が多いのか。

義務教育課長： 手元に集計がないので改めて報告する。

溝 口 委 員： それによっても傾向が分かると思うが、低学年の子どもはコミュニケーション手段が少ない。息子が幼稚園の時、外国人の子どもが言葉が分からず殴ってものを取ったことがある。言葉を介せば暴力は無くな

るので、それを丁寧に指導していく。うちの子どもは殴られたらどうするかというと「やめて」と言う。「痛い、やめて」と言う。なぜダメかということもお互い意思が通じないと分からないので何度も繰り返す。子どもが痛みを知らないまま大人になってしまうことが怖い。みんな子どもが抱えているものを把握できるので、件数が出てよいと思う。小学生の暴力を減らすのは学校だけでは無理があるので、家庭にもこの数値がなぜ出てくるのかということをお話し、チーム学校で考えていくことが大事であり、小学生に暴力が多いというのは、教員だけの問題では無いのでそういった取り組みもして欲しい。小学校というより、幼稚園、保育園から今まで以上に丁寧にやっていく必要があると思う。

義務教育課長： 性別ごとであるが男子が多い。全体で男子が 561 件に対して女子が 72 件である。学年が進むごとに暴力件数は高くなっている傾向がデータとしては出ている。

加藤委員： 暴力の連鎖であるが、現在、児童虐待が非常に多い。家庭では親が絶対的に強く、児童虐待が行われている環境にいる子どもは強いものが弱いものに暴力を振るう連鎖に陥っている。家庭で暴力を受けた子どもたちは、学校で自分よりも弱い子どもたちに暴力を振るうので、学校だけ解決できる問題でない。児童虐待は家庭教育の中で、はっきりと顕在化したケースであるが、児童虐待の事件にまで至らないいくつかの暴力が家庭の中で行われているのではないかと思う。現在、親たちの大半が母親も父親も両方働かないと子どもが育てられない社会環境となっており、子どもの面倒をみきれないということで、ネグレクトして子どもたちの情緒を含め乱れさせて、結果的に暴力につながっているのではないかと思う。学校でできることは、家庭に戻っても親に無視されてコミュニケーションが取れない子どもたちを、公教育の放課後の時間等で保護することや、コミュニケーションの相手となっていくことが必要ではないかと思う。もう一つ、不登校についてだが、きっかけと考えられる状況は生徒が直接言った内容ではないと思う。先生が生徒の状況を判断してこうではないかと申し立てたのではと思うがどうか。

義務教育課長： そうである。

加藤委員： そうであると、原因が本人に係る状況に落とし込み易い。学校は自分に責任があるとし易く、家庭に対してどのように対応していくか非常に難しい問題となる。したがって物言わぬ子ども本人の責任というかたちで、無気力とか、不安など情緒的混乱という数値が非常に大きくなっているが、義務教育課長から話があったように、必ずしも本人が自発的に無気力になるはずがないし、自発的に情緒的混乱に陥るわけがなく、他に要因があると考えべきである。子どもたちが置かれている環境に問題があると考えれば、もう少し深く掘り下げる必要がある。高校についても同じような項目が多いが、高校の場合は義務教育

ではなく、本人が高校に行きたくなければ行かなくてもよい。ところが実際には 94～95 パーセントの進学率であり、本人にとっても、親にとっても高校に行かせるのが一つの社会的プレッシャーとなっている。無理やり高校進学した結果として、「自分は高校行かずにやりたいことがあるのに、親が行け、周囲が行けというから行っている」という状況があるのではないかと思う。義務教育が修了した時、高校進学の動機付けとして、何のために高校へ進学するのかを進路指導したうえで普通科がいいのか、農業、商業、工業の高校へいった方がいいのか、ということを進路指導する必要があるのではないかと思う。大学に行く学力も無いのに普通科に無理やり入っても面白くないと思う。現実には普通科でやっているのは大学受験のための教科教育であり、大学に進学する気がない人が普通科へいっても授業に興味を失って学校に行かなくなるのは目に見えているので、社会人としてどういった最低限の学力を備えていくかというところに焦点をさぼるべきである。

教 育 長： 今話があったように、学校や家庭にとっても難しいところがある。以前はいたずらした子がいたら地域で叱るという感じであったが、今はそんなことはあまり見かけない。小中学校においては P T A の存在は大きいと思うので、先生方が地域と積極的に関わって、もう一度我々が原点に立ち返ることが大事だと思う。

斉 藤 委 員： 小学校が増えているというが、小学校は小学校から始まるのではなく、2 歳、3 歳、4 歳から始まるということにも注目しなければならない。子どもの成長、心の成長過程でアンバランスが生じているということが、我慢ができないとか、自分を抑えられないという現象として現れている。それは 2 歳 3 歳の家庭教育の影響ではないかと思う。一人っ子が多く甘やかされて育てているので、ダメなものはダメというような教育をすることが自分を抑えられない子どもにならないと思うので、幼児の段階での家庭教育が課題ではないかと思う。

溝 口 委 員： 中学校、高校が減っているが注意が必要で、L I N E 等による言葉の暴力が増えているはずである。暴力が減ったからよいというのではなく、今度は L I N E 等のいじめがある。凄く閉塞的な中に子どもたちがいるので、大人の虐待や暴力の連鎖を断ち切るということや、コミュニケーションをどうとっていくかについて、教育長の話にもあったように学校だけでなくみんなで支え合っていくべきである。P T A も地域の人や子どもたちへ注意したり叱ってもいいし、殴っている親がいたら「やりすぎですよ」と言えるような温かい眼差しで静岡がやって欲しいと思う。

教 育 長： 他に質疑は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 3 を了承した。

【会議の非公開】

教 育 長： ここで会議を非公開とする。

<非>報告事項 4 平成 27 年度全国学力・学習状況調査県立中等部の結果について

※非公開

<非>報告事項 5 平成 28 年度静岡県公立学校教員採用選考試験実施概要

※非公開

【閉会】

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 27 年度第 12 回教育委員会定例会を閉会とする。